

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="507 562 923 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="596 1297 834 1331"><u>2025年4月1日</u></p> <p data-bbox="575 1444 854 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1748 562 2163 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="1837 1297 2074 1331"><u>2025年5月1日</u></p> <p data-bbox="1816 1444 2095 1478">株式会社 STNet</p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧				新				備考(変更理由)	
<p>料金表 第1表 料金 第1 利用料金 2 料金額 2-1 定額利用料 2-1-3 付加機能利用料</p>				<p>料金表 第1表 料金 第1 利用料金 2 料金額 2-1 定額利用料 2-1-3 付加機能利用料</p>					
区分	種類	単位		料金額(月額) (税込)	区分	種類	単位		料金額(月額) (税込)
標準付加機能	3 ウイルスチェック機能				標準付加機能	3 ウイルスチェック機能			
	3 ウイルスチェック機能とは、ピカラ光ねっとに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス(通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が指定するものをいいます。)が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知及び駆除又は削除等する機能をいいます。	基本額	-	無料		3 ウイルスチェック機能とは、ピカラ光ねっとに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス(通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が指定するものをいいます。)を検知し、コンピュータウイルスが含まれる場合において、当該コンピュータウイルス付きメールを削除し、検知メールを送信する機能をいいます。	基本額	-	無料
内容				内容					
<p>ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス(以下「ウイルス」といいます。)について、当社が指定するソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が指定するウイルスパターンファイル(コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なウイルスとします。</p>				<p>ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス(以下「ウイルス」といいます。)について、当社が指定するソフトウェアを用いてウイルスの検知を行い、ウイルスが含まれている場合においてウイルス付きメールの削除およびウイルス検知メールの送信を行います。ただし、検知可能なウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が指定するウイルスパターンファイル(コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なウイルスとします。</p>					
<p>附 則</p>				<p>附 則 (実施期日) 1 この改正約款は、2025年5月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (特例措置) 3 別記1(1)の市町村の区域東かがわ市及び伊方町において、2025年5月1日から2026年4月30日までの間に、当社が指定する方法で光ネットサービス契約の新規契約を行い、当社が別に定める条件を満たした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。 (1) 月額料金について、光ネットサービス契約の提供を開始した翌月から11ヶ月間に限り、0円とします。 (2) 他の減額措置により、光ネットサービス契約の定額利用料が減額される場合は、当該減額措置が終了する翌月から(1)を適用します。 (3) 別の市町村へ契約者回線等の移転を行った場合、(1)の特例措置の適用は終了するものとします。</p>					